



鳥取県公報

平成18年 1月20日(金)
第 7 7 5 4 号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (25) (西部総合事務所県民局)	1
	結核予防法による医療機関の指定の辞退 (26) (倉吉保健所)	2
	結核予防法による医療機関の指定 (27) (米子保健所)	2
	肥料の登録事項に係る変更の届出 (28) (食の安全推進課)	2
	土地改良事業計画の変更の同意 (29) (耕地課)	2
	土地改良法による換地処分 (30) (＃)	3
	土地改良事業の工事の完了 (31) (＃)	3
	公共測量の終了 (32) (管理課)	3
公 告	歯科技工士試験の実施 (医務薬事課)	3
	土地収用法による審理の開始 (管理課)	5
	駐車監視員資格者講習の実施 (警察本部交通指導課)	5
調達公告	一般競争入札の実施 (教育委員会博物館)	7
	一般競争入札の実施 (2件) (病院局総務課)	9

告 示

鳥取県告示第25号

特定非営利活動促進法 (平成10年法律第7号) 第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成18年2月28日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成18年 1月20日

鳥取県西部総合事務所長 大 西 喜 久 子

- 1 申請のあった年月日
平成17年12月28日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 ソーマレグルス
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
深田 順子
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
米子市上福原1264 - 1

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して、地域福祉に関する事業を行い、生活環境の保全に寄与することを目的とする。

鳥取県告示第26号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第4項の規定に基づき、指定医療機関が指定を辞退したので、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5第2項において準用する同条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成18年 1月20日

鳥取県倉吉保健所長 平 賀 瑞 雄

名称	所在地	辞退年月日
上田耳鼻咽喉科医院	倉吉市上井町一丁目198	平成18年 1月10日

鳥取県告示第27号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定に基づき、医療機関を指定したので、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成18年 1月20日

鳥取県米子保健所長 藤 井 秀 樹

名称	所在地	指定年月日
かりん薬局	米子市淀江町今津148 - 6	平成18年 1月10日

鳥取県告示第28号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第13条第1項の規定に基づき、次の肥料の登録事項に係る変更の届出があったので、同法第16条第2項の規定により告示する。

平成18年 1月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
鳥取県 第535号	蒸製毛粉	フェザーミール	生産業者の住所	東伯郡東伯町大字徳万558 - 1	東伯郡琴浦町大字徳万558 - 1	平成16年 9月 1日

鳥取県告示第29号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項において準用する同法第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定に基づき、八頭町が行う土地改良事業（単県農業農村整備事業福本地区区画整理）に係る土地改良事業計画の変更に平成18年 1月13日同意したので、同法第96条の3第5項において準用する同法第48条第11項の規定により告示する。

平成18年 1月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第30号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第3項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業に係る八ノ尾澤地区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第96条の4において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成18年 1月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第31号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

平成18年 1月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

事業主体	土地改良事業の名称	工事完了年月日
琴浦町	基盤整備促進事業山川木地区区画整理	平成17年8月22日

鳥取県告示第32号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、広島防衛施設局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成18年 1月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 作業種類 公共測量（施設測量）
- 2 作業地域 西伯郡伯耆町兼福字福永堀谷原外
- 3 終了年月日 平成17年12月16日

公 告

歯科技工士法の一部を改正する法律（昭和57年法律第1号）附則第2条の規定により、歯科技工士試験を次のとおり実施する。

平成18年 1月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 試験期日

実地試験 平成18年3月5日(日)午前9時から午後4時30分まで

学説試験 平成18年3月6日(月)午前9時から午後3時まで

2 試験場所

鳥取市富安二丁目84 鳥取歯科技工専門学校

3 試験科目

実地試験 歯科技工実技

学説試験 歯科理工学、歯の解剖学、顎^{がく}口腔^{くわう}機能学、有床義歯技工学、歯冠修復技工学、矯正歯科技工学、小児歯科技工学及び関連法規

4 受験資格

次のいずれかに該当する者であること。

- (1) 文部科学大臣の指定した歯科技工士学校を卒業した者(平成18年3月31日までに卒業する見込みの者を含む。)
- (2) 厚生労働大臣の指定した歯科技工士養成所を卒業した者(平成18年3月31日までに卒業する見込みの者を含む。)
- (3) 歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者
- (4) 外国の歯科技工士学校若しくは歯科技工士養成所を卒業し、又は外国で歯科技工士の免許を受けた者で、厚生労働大臣が(1)から(3)までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの。

5 受験願書の受付期間

平成18年1月30日(月)から同年2月9日(木)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)

なお、郵送による申込みは、平成18年2月9日(木)までの消印があるものに限り受け付ける。

6 受験願書の提出先

鳥取市東町一丁目220 鳥取県福祉保健部医務薬事課

7 受験願書の添付書類

(1) 受験資格を証する書類

ア 4の(1)又は(2)に該当する者は、卒業証明書又は卒業見込証明書(卒業見込証明書を提出した者にあつては、平成18年3月13日(月)までに卒業証明証を提出すること。)

イ 4の(3)に該当する者は、歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者であることを証する書類

ウ 4の(4)に該当する者は、外国の歯科技工士学校若しくは歯科技工士養成所を卒業し、又は外国で歯科技工士の免許を受けたことを証する書類

(2) 写真(手札形台紙付とし、出願前6月以内に脱帽で正面から撮影したもので、その裏面に「シギ」の記号、撮影年月日及び氏名を記載したものとする。)

8 受験手数料及び納入方法

受験手数料は、36,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の定められた位置にはり付けること。この場合、消印しないこと。

9 合格者の発表等

平成18年3月20日(月)正午に、合格者の受験番号及び合格基準を鳥取県庁本庁舎の1階掲示板に掲示するとともに、当該合格者には合格証書を交付する。

10 成績開示

この試験の得点については、合格発表から1月間、口頭により開示を請求することができる。

(1) 開示請求できる者 受験者本人

(2) 開示請求に必要なもの 受験票及び免許証その他の受験者本人であることが確認できるもの(顔写真が

はり付けられているものに限る。)

- (3) 開示内容 科目別得点及び総得点
 - (4) 請求場所 鳥取県福祉保健部医務薬事課
- 11 実地試験のために受験者が準備するもの

(1) 模型

ア 上下無歯顎石膏模型

あらかじめ外形線を歯科医師に依頼して記入し、咬合床及び歯堤はパラフィンワックスで作成し、咬合平面は彎曲を作らず平面とし、解剖的咬合器又は機能的咬合器に装着しておくこと。

イ 上顎有歯顎石膏模型

6 | の全部鑄造冠を作製する場合の支台歯形成がされているもので、着脱可能の状態にし、全顎の対合歯模型を平均値咬合器に装着しておくこと。

ウ 上顎有歯顎石膏模型

76 | 56 を削除し、5 | 4 の歯冠遠心部にレスト窩を形成した状態のもので、全顎の対合歯模型を準備し、咬合器に装着しないでおくこと。

エ 歯冠彫刻用石膏棒

一辺1.5センチメートル、長さ10センチメートルの角柱 2 本

(2) 器械材料

石膏刀、彫刻刀類、ワックススパチュラー、石膏スパチュラー、ラバーボール、ガスバーナー、ブローパイプ、ハンドピース、パニッシャー、線切パンチ、金属ヤスリ、レジン用ヤスリ、ピーソー・プライヤー、ヤングアングル等のワイヤー屈曲用プライヤー、金槌、鉄砧、カーボランダムポイント、カーボランダムホイール、紙ヤスリ、金網、鉛筆、研磨用具、新聞紙その他受験者が必要と認めるもの

12 その他

- (1) 受験願書の用紙は、鳥取県福祉保健部医務薬事課において交付する。
- (2) 受験願書を受理したときは、受験票を交付する。
- (3) その他受験についての詳細は、鳥取県福祉保健部医務薬事課（電話0857 - 26 - 7173）に照会すること。

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第1項の規定に基づき、次のとおり審理を開始する。

平成18年 1月20日

鳥取県収用委員会会長 藤 原 和 男

1 期日

平成18年 2月15日（水）午後 1 時

2 場所

鳥取市東町一丁目271
鳥取県庁第2庁舎 8階 第22会議室

3 件名

篠田南谷川通常砂防工事

道路交通法の一部を改正する法律（平成16年法律第90号）による改正後の道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の13第1項第1号イに規定する講習（以下「駐車監視員資格者講習」という。）を次のとおり行うので、確認事務の委託の手続等に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23号）第6条の規定により公告する。

平成18年 1月20日

鳥取県公安委員会委員長 倉 都 祥 行

1 期日及び場所

区 分	日 時	場 所	内 容
講 義	平成18年 3月 9日 (木) 及び同月10日 (金) の午前9時から午後 5時10分まで	鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部 3階 第7会議室	道路の交通に関する法令の知識その他放置車両の確認及び標章の取付けを適正に行うために必要な技能及び知識に関する講義
修了考査	平成18年 3月17日 (金) 午前 9時30分から午後 0時30分まで		講習事項の内容の理解を確認するための筆記試験 (正誤式50問)

2 持参する物

印鑑 (修了考査日のみ)、駐車監視員資格者講習受講票及び筆記用具

3 受講申込手続

(1) 受講申込書の交付等

鳥取県内の各警察署交通課において交付する。ただし、インターネットによる場合は、鳥取県警察ホームページ (<http://www.pref.tottori.jp/police/>) から入手することができる。

(2) 受講申込書の提出等

ア 提出先

鳥取県内の各警察署交通課

イ 提出方法

受講申込者が受講申込書 (裏面に氏名及び撮影年月日を記載した写真をちょう付) を持参すること。ただし、法人が受講申込者の受講申込書を取りまとめて一括して提出する場合は、当該受講申込者からの委任状を添えること。

ウ 受講手数料及びその納付方法

(ア) 受講手数料 19,000円

(イ) 納付方法

(ア)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受講申込書の所定の欄にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

なお、納付された受講手数料は、返還しない。

(3) 受講申込書の受付期間

平成18年 1月26日 (木) から同年 3月 1日 (水) まで (日曜日及び土曜日を除く。)

4 その他

3の(3)の受付期間中であっても受講定員 (50人) に達したときは、受講の申込みの受け付けを締め切る場合がある。

5 問合せ先

鳥取県警察本部交通部交通指導課

電話 0857 - 23 - 0110 内線5123、5135

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成18年 1月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 調達内容

(1) 件名及び数量

鳥取県立博物館清掃業務 一式

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 履行場所

鳥取市東町二丁目124 鳥取県立博物館

(4) 履行期間

平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

(5) 入札方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次に掲げる要件をすべて満たすこと。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成16年鳥取県告示第998号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その資格区分が役務に登録されている者であること。

(3) 平成18年1月20日（金）から同年3月7日（火）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項の規定により、同項第1号又は第8号の事業の登録を受けている者（建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成13年法律第156号）による改正前の建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項の規定により、同項第6号の事業の登録を受けている者を含む。）であること。

(5) 平成14年度以降に鳥取県が発注した本件施設に係る清掃業務又は建物延べ床面積が9,000平方メートル以上の清掃業務を12月以上継続して履行した実績を有する者であること。

3 契約担当部局

鳥取県立博物館総務課

4 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所及び問合せ先

〒680 - 0011 鳥取市東町二丁目124

鳥取県立博物館総務課

電話 0857 - 26 - 8042 (直通)

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で平成18年1月20日(金)から同年2月2日(木)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後4時までの間交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、同期間内に(1)の問合せ先に書面によりその旨を申し出ること。

(3) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱いとすること。)により、(1)の場所に送付すること。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

平成18年3月8日(水)午後2時(郵便等による入札書の受領期限は、同月7日(火)午後5時)

鳥取県立博物館2階 会議室

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ密封して提出しなければならない。

(2) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した入札参加資格確認申請書その他必要な書類を、4の(1)の場所に平成18年2月8日(水)午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第13条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札並びに会計規則、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれ

があると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることがある。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required

・ Cleaning of buildings of Tottori Prefectural Museum

(2 - 124 Higashimachi Tottori - shi), 1 Set

(2) Deadline for the submission of documents for the qualification confirmation :

5 : 00 PM 8 February, 2006

(3) Date and time for tender submission :

2 : 00 PM 8 March, 2006

Deadline for the submission of tenders by registered mail :

5 : 00 PM 7 March, 2006

(4) Please contact :

Tottori Prefectural Museum

2 - 124 Higashimachi, Tottori - shi, Tottori

680 - 0011 Japan

TEL 0857 - 26 - 8042

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成18年 1月20日

鳥取県営病院事業管理者 坂 出 徹

1 調達内容

(1) 調達件名及び数量

鳥取県立中央病院で使用する電気の供給 供給期間総使用予定電力量13,878,000キロワット時（1年当たり4,626,000キロワット時）

供給期間総使用予定電力量は、平成13年1月から平成17年12月までの各月の平均使用実績から算出した1年当たりの電力量に3を乗じて算出したものであり、天候等により変動することがある。

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 供給期間

平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

(4) 供給場所

鳥取市江津730 鳥取県立中央病院

(5) 入札書の記入方法等

入札金額は、入札説明書に示す予定契約電力、使用予定電力量及び予定力率に応じた基本料金の単価及び電力量料金の単価により算出した年間の合計金額（料金単価には消費税及び地方消費税を含むものとし、合

計金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)に3を乗じて得た額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を含む単価により見積もった額を入札書に記載すること。なお、燃料の価格変動に伴う調整は、行わないこととする。

2 競争入札参加資格

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成16年鳥取県告示第998号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その資格区分が役務のその他に登録されている者であること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成18年1月30日(月)午後5時までに鳥取県出納局出納室に提出すること。

- (3) 平成18年1月20日(金)から同年3月3日(金)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付出第157号)第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第3条第1項の規定により一般電気事業者として許可を受けている者又は同法第16条の2第1項の規定により届出を行っている特定規模電気事業者であること。
- (5) 電気の供給を開始する日から確実に安定した電気の供給ができる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県立中央病院総務課

4 入札手続

- (1) 契約条項を示す場所及び問合せ先

〒680-0901 鳥取市江津730

鳥取県立中央病院総務課施設管理担当(本館2階)

電話 0857-26-2271(内線2210)

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 直接交付する場合

- (ア) 交付期間及び時間

平成18年1月20日(金)から同年2月14日(火)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時までの間

- (イ) 交付場所

(1)の場所

イ 郵送による場合

平成18年1月20日(金)から同年2月7日(火)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時までの間に(1)の問合せ先に郵送による交付を希望する旨を申し出ること。

- (3) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱いとすること。)により、(1)の場所に送付すること。

- (4) 入札及び開札の日時及び場所

平成18年3月3日(金)午前10時(郵便等による入札書の受領期限は、同月2日(木)午後5時)

鳥取県立中央病院 大会議室(本館1階)

5 入札者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければな

らない。

(2) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した入札参加資格確認申請書その他必要な書類を、4の(1)の場所に平成18年2月14日(火)午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として1の(5)で定める金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県病院局財務規程(平成7年鳥取県病院局管理規程第12号。以下「財務規程」という。)第69条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、財務規程第70条の規定によりその例によることとされる鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第13条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として1の(5)で定める金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、財務規程第69条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び財務規程、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した役務を履行できると鳥取県立中央病院長が判断した入札者であって、財務規程第70条の規定によりその例によることとされる鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号)第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ この公告に示した役務に係る予算が成立しなかったときは、入札を行わない。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased :

Electricity for the Tottori Prefectural Chuo Hospital building 13,878,000 kWh

(2) Supply period :

From 1 April, 2006 through 31 March, 2009

(3) Supply place :

730 Edu, Tottori - shi, Tottori 680 - 0901 Japan

(4) Deadline for the submission of documents for the qualification confirmation :

5 : 00 p.m. 14 February, 2006

- (5) Date and time for tender submission :
10 : 00 a.m. 3 March, 2006
Deadline for the submission of tenders by registered mail :
5 : 00 p.m. 2 March, 2006

- (6) Please contact:
Property Management Division, General Affairs Department, Tottori prefectural Chuo Hospital
730 Edu, Tottori - shi, Tottori 680 - 0901 Japan
TEL 0857 - 26 - 2271 ex. 2210

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成18年 1月20日

鳥取県営病院事業管理者 坂 出 徹

1 調達内容

(1) 調達件名及び数量

鳥取県立厚生病院で使用する電気の供給 年間使用予定電力量2,901,985キロワット時

年間使用予定電力量は、平成16年度下半期及び平成17年度上半期の各月の平均使用実績の合計電力量に機器の増加等の補正を行うこと等により算出しているものであり、天候等により変動することがある。

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 供給期間

平成18年 4月 1日から平成19年 3月31日まで

(4) 供給場所

倉吉市東昭和町150 鳥取県立厚生病院

(5) 入札書の記入方法等

入札金額は、入札説明書に記載する方法に従って計算し、入札説明書に示す予定契約電力及び使用予定電力量に応じた基本料金の単価及び電力量料金の単価により算出した年間の合計金額（料金単価には消費税及び地方消費税を含むものとし、合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を含む単価により見積もった額を入札書に記載すること。なお、燃料の価格変動に伴う調整は、行わないこととする。

2 競争入札参加資格

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成16年鳥取県告示第998号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その資格区分が役務のその他に登録されている者であること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成18年 1月30日（月）午後5時まで鳥取県出納局出納室に提出すること。

(3) 平成18年 1月20日（金）から同年 3月 3日（金）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7年 7月17日付第157号）第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第3条第1項の規定により一般電気事業者として許可を受けている者又は同法第16条の2第1項の規定により届出を行っている特定規模電気事業者であること。

(5) 電気の供給を開始する日から確実に安定した電気の供給ができる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県立厚生病院総務課

4 入札手続

(1) 契約条項を示す場所及び問合せ先

〒682-0804 倉吉市東昭和町150

鳥取県立厚生病院総務課施設管理担当(本館2階)

電話 0858-22-8205(直通)

(2) 入札説明書の交付方法

ア 直接交付する場合

(ア) 交付期間及び時間

平成18年1月20日(金)から同年2月14日(火)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時までの間

(イ) 交付場所

(1)の場所

イ 郵送による場合

平成18年1月20日(金)から同年2月7日(火)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時までの間に(1)の問合せ先に郵送による交付を希望する旨を申し出ること。

(3) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱いとすること。)により、(1)の場所に送付すること。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

平成18年3月3日(金)午後1時30分(郵便等による入札書の受領期限は、同月2日(木)午後5時)

鳥取県立厚生病院 中会議室(本館3階)

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した入札参加資格確認申請書その他必要な書類を、4の(1)の場所に平成18年2月14日(火)午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として1の(5)で定める金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県病院局財務規程(平成7年鳥取県病院局管理規程第12号。以下「財務規程」という。)第69条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、財務規程第70条の規定によりその例によることとされる鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第13条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として1の(5)で定める金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。
この場合において、財務規程第69条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。
なお、調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び財務規程、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した役務を履行できると鳥取県立厚生病院長が判断した入札者であって、財務規程第70条の規定によりその例によることとされる鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ この公告に示した役務に係る予算が成立しなかったときは、入札を行わない。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased

Electricity for the Tottori Prefectural Kousei Hospital building 2,901,985 kWh

(2) Supply period

From 1 April, 2006 through 31 March, 2007

(3) Supply place

150 Higashishouwa - machi, Kurayoshi - shi, Tottori 682 - 0804 Japan

(4) Deadline for the submission of documents for the qualification confirmation :

5 : 00 p.m. 14 February, 2006

(5) Date and time for tender submission :

1 : 30 p.m. 3 March, 2006

Deadline for the submission of tenders by registered mail :

5 : 00 p.m. 2 March, 2006

(6) Please contact :

Property Management Division

General Affairs Department, Tottori Prefectural Kousei Hospital

150 Higashishouwa - machi, Kurayoshi - shi, Tottori 682 - 0804 Japan

TEL 0858 - 22 - 8205